

第15回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和6年9月27日(金) 13時30分
第15回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和6年9月27日(金) 13時29分

3. 閉 会 令和6年9月27日(金) 13時51分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 2番—尾崎委員

6. 議事録署名委員 1番—石井委員 3番—市村委員

7. 付議議件
議案第71号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第74号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 和志
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	それでは、定刻となりましたので第15回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員は2番－尾崎委員となります。 出席委員は16名中1名の欠席でありまして、定足数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 それでは議長よろしくをお願いします。
議長	それでは第15回の総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、1番－石井委員、3番－市村委員お願いいたします。 日程2、議案第71号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第71号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字川上他1筆、現況地目畑、合計面積は 34,569 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成28年12月22日から令和8年11月30日、合意解約の成立した日等はすべて令和6年9月5日となっております。 続きまして番号2、関係の土地については、字来運10筆、現況地目畑、合計面積は 73,609.48 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は平成30年12月26日から令和11年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日等は令和6年9月13日となっております。 別紙の合意解約書の写しの確認もお願いいたします。以上となります。
議長	番号1、2合意解約それぞれ決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは番号1、2決定いたします。 続きまして日程3、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請についてお願いします。
事務局	議案第72号農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動または権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字川上他1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 34,569 m²、申請の理由、譲渡人は今後も農業は行わないので申請地を売買したい、譲受人は申請地を買い取り、営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分2、関係の土地については港西町1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 484.93 m²、申請の理由は、貸人が今後土地を使用しないので貸付したい、借人が申

	請地を借受け、農業を行いたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分3、関係の土地については字朱円2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は1,995.10 m²、申請の理由は譲渡人が、今後土地を使用しないので譲渡したい、譲受人が申請地を譲り受け、農業を行いたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。現地確認委員、先にご説明いたします。1番、2番が中島委員、田中委員、船窪委員、3番が石井委員、泉委員、菱川委員となっております。 区分4、関係の土地については字来運10筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は73,609.48 m²、申請の理由は譲渡人が、今後農業を行わないので贈与したい、譲受人が土地を譲り受け、農業経営の効率化を図り、農業経営の安定化に努めたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分5、関係の土地については字以久科南1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は22,313 m²、申請の理由は貸人が、今後農業を行わないので賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分6、関係の土地については字来運2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は1,844 m²、申請の理由は譲渡人が農業を行わないので譲渡したい、譲受人が申請地を譲り受けて農作業の効率化を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。現地調査員、4番、6番が武正委員、船窪委員、田中委員、5番が市村委員、菅野委員、小口委員です。 別紙の農地法第3条調査書の通り農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますので、こちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	現地確認委員の意見を聞きながら決定していきたいと思います。 区分1、2の現地確認委員、中島委員どうでしたか。
中島委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、2決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、2決定します。 区分3の現地確認委員、石井委員どうでしたか。
石井委員	問題ありません。
議長	区分3を決定してよろしいですか。

全員	
議長	異議なし。
	区分3、決定します。
武正委員	区分4と6の現地確認委員、武正委員どうでしたか。
	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分4と6について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分4、6決定します。
	続きまして区分5の現地確認委員、市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分5について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分5決定します。
	これより休憩とし協議事項1番の説明をお願いします。
	(一時休憩)
	それでは休憩を解き日程4、議案第73号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第73号、農地法第4条の規定による許可申請について 農地または採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字来運1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は1,062 m²、申請の理由は農業用施設の建設、転用の概要については記載の通りとなっております。 区分2、関係の土地については字大栄2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は1,582 m²、申請の理由は農業用施設の建設、転用の概要については記載の通りとなっております。 位置図については同頁記載の通り、現地確認は9月25日(水)舟窪委員、星委員、武正委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。

議長	区分の1、2、現地確認委員、舟窪委員どうでしたか。
舟窪委員	問題ありません。
議長	問題なしということで、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは区分1と2、決定します。 日程5、議案第74号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第74号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)利用権の設定関係 番号1、関係の土地については、字以久科北2筆、地目畑、合計面積は 29,178 m ² 、利用権の種類は賃貸借、契約期間、借賃、支払方法は記載の通りとなっています。 番号2、関係の土地については、字以久科北3筆、地目畑、合計面積は 44,494 m ² 、利用権の種類は賃貸借、契約期間、借賃、支払方法は記載の通りとなっています。 番号3、関係の土地については、字朱円東1筆、地目畑、面積は 49,579 m ² 、利用権の種類は賃貸借、契約期間、借賃、支払方法は記載の通りとなっています。 位置図については同頁記載となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書も併せて確認をお願いします。 以上です。
議長	利用集積計画案の承認ということでそれぞれ番号1、2、3、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは番号の1、2、3、決定します。 ここで休憩とし、日程6その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第15回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和6年9月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 石井 孝幸

議事録署名委員 市村 仁宏